

【付記2】「〇〇市農業集落排水_マンホール蓋_タイプ別_簡単開閉ガイド」の整理手順

表8-1-2※注1)「マンホール蓋開閉器はメーカーにより異なる。どのマンホールがどの開閉機器を使用するか事前にまとめておく」のイメージ【付記1】の整理手順を示す。

○ 整理手順

手順1) 最適整備構想策定時の機能診断調査報告書等の写真等を確認し使用しているマンホール蓋をタイプ変遷一覧表（主要タイプ網羅版【付記3】）からどのタイプであるかを特定し写真及び必要な情報を【付記1】の様式に転記。

手順2) マンホール蓋タイプ名は下表より記入

	呼び径 600mm	呼び径 600mm未満 一桁目=2	呼び径 600mm超 一桁目=3
		下一桁は、呼び径600mmで基本性能・機能が同じものに付与した記号を使用	下一桁は、呼び径600mmで基本性能・機能が同じものに付与した記号を使用
平受構造 緩勾配受構造	A		
急勾配受構造 (浮上飛散防止なし)	<u>B</u>	2 <u>B</u>	3 <u>B</u>
急勾配受構造 (浮上飛散防止)	<u>C</u>	2 <u>C</u>	3 <u>C</u>
多段勾配受構造 (浮上飛散防止) -次世代型-	<u>D</u>	2 <u>D</u>	3 <u>D</u>

注-1) 基本性能・機能が同じで、外観のみが違ふものは、枝番(例:A-1A-2.....3B-1,3B-2などを採番

手順3) 対応するマンホール開閉器については【付記4】マンホール蓋開閉器主要タイプ写真から該当する写真を転記し、開閉方法を追記。「開閉器の先端」や「バール穴」、「補助バール穴」等、開閉する際に重要となる箇所を一覧表に貼り付けた写真に示す。拡大写真等あれば分かり易くなる。

手順4) 市町村において「マンホール蓋変遷表」(下水道用マンホール蓋(JISA5506)維持管理要領(附属書D))が整理されている場合はその情報を基に整理可能

手順5) 【付記3】一覧表に整理されていない場合には個別に管理要領書や管理担当者からの聴き取りにより記入する。なお、同タイプでも開閉方法がことなる場合は枝番(例:A-1等)を付け、一覧表所定の欄に記載

手順6) タイプごとに設置されている処理区名を記載

手順7) タイプごとに、開閉器の写真を貼り付けると共に、開閉方法を記載する。その際に、「開閉器の先端」や「バール穴」、「補助バール穴」等、開閉する際に重要となる箇所を一覧表に貼り付けた写真に示す。更に、拡大写真等あれば分かり易くなる。

【付記3】農業集落排水 主要タイプマンホール蓋変遷表

【付記3】 農業集落排水 主要タイプ マンホール蓋変遷表									
サンプル									
●●、■地区									
▲▲、××地区									
★★、◎地区									
タイプC-3									
タイプC-2									
タイプC-1									
タイプB-4									
タイプB-3									
タイプB-2									
タイプB-1									
タイプA-1									
蓋表									
特徴	・幾何学模様 ・カギ穴×2	・幾何学模様 ・カギ穴×1箇所 ・補助バール穴×3箇所	・幾何学模様 ・バール穴×1箇所 ・補助バール穴×2箇所	・幾何学模様 ・バール穴×1箇所 ・補助バール穴×2箇所	・幾何学模様 ・バール穴×1箇所 ・補助バール穴×2箇所	・幾何学模様 ・長バール穴×1箇所 ・補助バール穴×2箇所	・耐スリップ模様 ・バール穴×1箇所 ・補助バール穴×2箇所	・耐スリップ模様 ・バール穴×1箇所 ・補助バール穴×2箇所	・耐スリップ模様 ・バール穴×1箇所 ・補助バール穴×2箇所
蓋裏									
特徴	・クサリ連結 ・蓋裏井桁リブ構造	・蓋裏蝶番 ・蓋裏井桁リブ構造	・蓋裏蝶番 ・蓋裏井桁リブ構造 ・閉塞機能	・蓋裏蝶番 ・蓋裏井桁リブ構造	・蓋裏蝶番 ・蓋裏井桁リブ構造	・蓋裏蝶番 ・蓋裏井桁リブ構造 ・浮上防止/鍵統合型機能	・蓋裏蝶番 ・蓋裏井桁リブ構造 ・浮上防止/鍵統合型機能	・蓋裏蝶番 ・蓋裏井桁リブ構造 ・浮上防止/鍵統合型機能	・蓋裏蝶番 ・蓋裏井桁リブ構造 ・浮上防止/鍵統合型機能
推定設置年	1983年～1984年	1985年～1989年	1990年～1995年		1996年～2002年		1996年～現在		
材質	コンクリート	FCD	FCD	FCD	FCD	FCD	FCD	FCD	FCD
支持構造	平受け	急勾配受け	急勾配受け	急勾配受け	急勾配受け	急勾配受け	急勾配受け	急勾配受け	急勾配受け
MHとの緊結状況	ボルト緊結なし	ボルト緊結なし	ボルト緊結なし	ボルト緊結なし	ボルト緊結あり	ボルト緊結あり	ボルト緊結あり	ボルト緊結あり	ボルト緊結あり
安全	×	○	○	○	○	○	○	○	○
破損	△	○	○	○	○	○	○	○	○
浮上・飛散	×	×	×	×	×	○	○	○	○
性能	×	×	×	×	×	○	○	○	○
転落・落下	×	×	×	×	×	○	○	○	○
雨水流入	×	×	×	×	×	○	○	○	○
項目	△	△	△	△	△	△	△	△	△
スリップ	×	×	×	×	×	×	×	×	×
腐食	×	×	×	×	×	×	×	×	×
開閉器									
開閉方法	1. カギ穴にフックを入れ、蓋を垂直方向に引き上げる。若しくは、②先端をかぎ穴に入れ90度回転させ、蓋を引き出す。 2. かぎ穴に開閉器先端②を入れ90度回転させ蓋を引き出す。	1. 補助バール穴に開閉器先端を入れ、下方 向に動かす。蓋の中心を押し、開閉器先端の黄色い面が蓋の中心を 向くように90度回転させる。 2. 開閉器が止まるまで 蓋の中心に向けて倒して開閉器先端を枠に引き寄せた後、開閉器を手前に倒し食い込みを解除し、蓋を引き出す。	1. バール穴に開閉器先端を入れ、開閉器先端の黄色い面が蓋の中心を 向くように90度回転させる。 2. 開閉器が止まるまで 蓋の中心に向けて倒して開閉器先端を枠に引き寄せた後、開閉器を手前に倒し食い込みを解除し、蓋を引き出す。	1. 開閉器先端を蓋の中心に向けてバール穴に差し込み、開閉器を手前に倒して蓋の食い込みを解除し、蓋を引き出す。	1. 開閉器先端をバール穴に差し込み、開閉器を90度回転させ手前に倒して蓋の食い込みを解除し、蓋を引き出す。	1. バール穴に開閉器先端を入れ、開閉器先端の黄色い面が蓋の中心を 向くように90度回転させる。 2. 開閉器が止まるまで 蓋の中心に向けて倒して開閉器先端を枠に引き寄せた後、開閉器を手前に倒し食い込みを解除し、蓋を引き出す。	1. 開閉器を蓋の中心に向けてバール穴に差し込み、開閉器を手前に倒して蓋の食い込みを解除する。 2. 1マークの位置が合っていることを確認し、蓋を浮かせて引き上げて、30mm程度スレるまで右に回し蓋を解除し、蓋を引き出す。	1. 開閉器を蓋の中心に向けてバール穴に差し込み、開閉器を手前に倒して蓋の食い込みを解除する。 2. 1マークの位置が合っていることを確認し、蓋を浮かせて引き上げて、30mm程度スレるまで右に回し蓋を解除し、蓋を引き出す。	1. 開閉器を蓋の中心に向けてバール穴に差し込み、開閉器を手前に倒して蓋の食い込みを解除する。 2. 1マークの位置が合っていることを確認し、蓋を浮かせて引き上げて、30mm程度スレるまで右に回し蓋を解除し、蓋を引き出す。

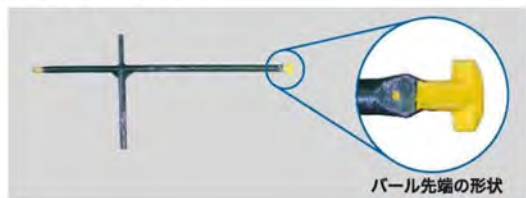
※タイプ名と安全機能項目の定義は別紙参照

【付記 4】

各種マンホール蓋開閉器の写真

(マンホール蓋開閉バールの各タイプ事例)

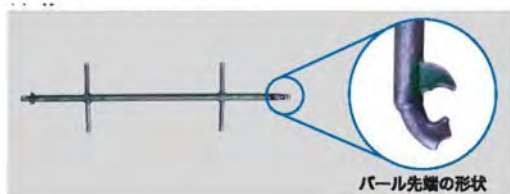
①アルファベットT



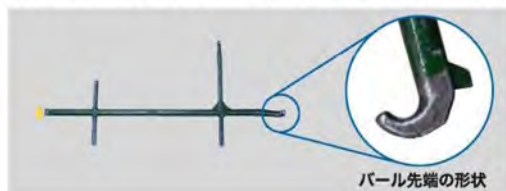
②フック



③アルファベット C タイプ



④複合1(「①アルファベット T」と「②フック」の両方が付属)



⑤複合2(「①アルファベット T」と「③アルファベット C」の両方が付属)



災害時相互応援協定書の作成例

〇〇県・〇〇県・〇〇県広域圏災害時相互応援協定書 （広域連携）

（令和〇〇年〇〇月〇〇日締結協定）

（趣旨）

第1条 この協定は、〇〇地方広域行政圏（〇〇地方拠点都市地域）、〇〇地域広域行政圏、〇〇地方広域行政圏及び〇〇広域行政圏で構成する市町村において被害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

（広域圏連絡調整市町村）

第2条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

（連絡責任者）

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村又は被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文章を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡協議会)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書〇〇通作成し、〇〇広域圏構成〇〇市町村がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

構成市町村名

《〇〇地方広域行政圏（〇〇地方拠点都市地域）》

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇町

《〇〇地域広域行政圏》

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇村

《〇〇地方広域行政圏》

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇村

《〇〇広域行政圏》

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町、〇〇村

〇〇市・〇〇町・〇〇村災害時相互応援協定書 （近隣自治体との連携）

（令和〇〇年〇〇月〇〇日締結協定）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、〇〇市、〇〇町、〇〇村（以下「協定市町村」という。）の区域において、火災・水害・震災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）の応援要請にこたえ、他の協定市町村が被災市町村の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な物資、資機材等の提供
- （3）救援及び救助活動並びに応急復旧等に必要な車両等の提供
- （4）救援及び救助活動並びに応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）その他前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部課を通じて、電話又は電信等により、他の協定市町村に応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援の場所及び経路
- （5）応援を必要とする期間
- （6）その他前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市町村の区域において激甚な災害が発生したことが明らかな場合は、協定市町村は自らの判断により自主応援活動を実施することができる。

(経費の負担)

第5条 応援活動に要した経費は、応援要請市町村の負担とする。ただし、被災状況等を勘案し、特段の事情が認められないときは、応援要請市町村と応援市町村が当該経費の負担について協議し決定する。

(災害補償及び損害補償)

第6条 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

2 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市町村が、応援要請市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村がそれぞれ負担するものとする。

(連絡担当部課)

第7条 協定市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から効力を発生する。

上記協定の成立の証として、本協定書〇〇通作成し、協定市町村がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長	〇	〇	〇	〇
〇〇町長	〇	〇	〇	〇
〇〇村長	〇	〇	〇	〇

災害時における応急対策業務の支援に関する協定（民間団体との連携）

（令和〇〇年〇〇月〇〇日締結協定）

〇〇市町（以下「甲」という。）と〇〇建設業者会（以下「乙」という。）との間に、災害時における応急対策業務の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨、降雪等の異常な天然現象及び予期できない災害が発生し、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「施設」という。）が被災し、若しくは被災するおそれのある場合、初期の対応として、乙の支援による建設機械、資材及び労力の確保並びにその動員方法を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、施設に災害が発生し災害の拡大が予想される等必要と認めるときには、乙に対し、資機材の提供や作業員の出動等を要請することができるものとする。

（業務の内容）

第3条 甲は、被害の状況に応じ、乙に対し、出動場所、必要な資機材等を提供して、作業員の派遣を求めるものとする。

2 乙は、甲からの依頼があったときは、乙の構成員を動員して、甲の指示に基づく当該被害の応急措置に当たらせるものとする。

（業務の実施体制）

第4条 乙は、あらかじめ応急措置を早急に実施できるよう必要な資機材の確保、構成員の動員方法を定め、その実施体制並びに連絡系統を甲に報告する。

なお、変更が生じた場合には、その都度甲に報告するものとする。

（指示及び経費負担）

第5条 甲の指示に基づく応急措置に関し、状況に応じて、甲、乙協議の上、甲は応急措置の方法について乙に指示するものとする。

なお、応急措置として必要な経費負担については、甲、乙協議による。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその事実の発生後遅延なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲、乙協議して定めるものとする。

(異常気象時の巡回)

第7条 大雨、台風等による警報発令時に、災害の発生が想定される場合のパトロール等については、別紙「緊急時連絡体制表」により行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第9条 本協定の効力は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの期間とする。

2 甲又は乙より、期間満了の1ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、本協定は同一条件で継続更新されるものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇 〇 市 長 〇 〇 〇 〇

乙 〇〇建設業者会長 〇 〇 〇 〇

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

協定開始年月日：平成 19 年 2 月 23 日
最終改正年月日：平成 28 年 4 月 27 日

（趣旨）

第 1 条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

（協定参加者）

第 2 条 本協定の参加者は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

（重要事項の変更）

第 3 条 運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の 2 分の 1 以上の同意を要するものとする。

（運営会議）

第 4 条 本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

2 会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。

3 会議長は、センター理事長とする。

4 運営会議は、次の事項を議決する。

（１）業務の執行に関すること

（２）本協定に関する重要な事項以外の変更

（３）その他運営会議で必要と認める事項

5 会議長は、次の職務を行う。

（１）運営会議の議長

（２）協定への新規参加の承認

（３）その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理

（４）（２）、（３）についての運営会議への報告

（災害対策支援本部）

第 5 条 センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。

（事務局）

第 6 条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

2 事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞なく報告するものとする。

3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第8条に定める中央応援本部が設置された場合にあっては、その事務を行うものとする。

(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。

2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

(1) 情報収集、整理、広報等

(2) 先遣隊の派遣

(3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定

(4) 応援部隊の編成、資機材の調達

(5) その他の応援

(応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センター賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあっては両方で協議するものとする。

農業集落排水施設に関する災害対策応援体制の構築について

1. 目的

農業集落排水施設は、住民の生活に密着したライフラインであり、これが地震等により被害を受けたときには、早急な復旧が求められる。大規模な被害の場合、被災自治体は住民への対応により、被災施設の調査や復旧への対応がとれない場合が多く、また、他の機関の応援を依頼しても準備体制が出来ていなければ、即座に対応することは困難である。

このため、（一社）地域環境資源センター（JARUS）の会員である都道府県や市町村等による災害時の応援体制を構築し、災害時には相互に扶助し合い、即座に人員の派遣や資機材の調達等を行うことにより、被災自治体の早期の復興を図るものである。

2. 応援体制

以下のメンバーによる協定への参加者で応援体制を組織する。なお、中央応援本部は被災自治体の要請を受け設置される。

- ・地域環境資源センター
- ・正 会 員：市町村
- ・特別会員：都道府県、土地改良事業団体連合会

3. 応援内容等

（1）被災時

①中央応援本部

- ・人員、資機材の手配、幹旋、派遣計画の策定
（先遣隊、応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等）
- ・被害情報等の収集、関係機関との連絡調整

②応援体制構成メンバー

- ・人員の派遣及び資機材の供与

（2）平常時

①事務局（地域環境資源センター）

- ・派遣可能者リスト及び調達可能資機材リスト等の作成

4. 応援体制を構築することによるメリット

（1）都道府県及び市町村

- ・被災時に技術者や資機材等の応援を迅速に受けることにより、早期の施設復旧を図ることが可能。被災自治体職員は住民対応に専念することが可能で業務の軽減が図られる。
- ・調査や復旧等において地域環境資源センターや土地改良事業団体連合会の専門技術者の応援を受けることが可能。
- ・被災自治体が必要とする技術的情報（緊急措置の方法、トラブルの原因対処法等）の提供を迅速に受けることが可能。
- ・災害応援に参加することにより、災害発生時の実際の対応について知見が得られる。

(2) 地域環境資源センター及び土地改良事業団体連合会

- ・ 会員である市町村へのサービス向上になる。
- ・ 協定に参加することにより市町村との結びつきが強くなる。さらに地域防災計画に位置付けられれば地位の向上につながる。
- ・ 市町村等に対して組織の役割をアピールすることが可能。
- ・ 災害時の被災状況や復旧方法等についての情報を蓄積することにより、今後の技術開発、設計等に反映することが可能。

5. 経費負担

災害対策基本法では、応援に要した費用は被災自治体が負担しなければならないと規定されているが、自治体間の自主的な取組を尊重することから、本協定では当事者間の話し合いによるものとしている。

災害対策応援者の留意事項

災害対策応援に派遣される者が留意すべき事項は次のとおりである。

1. 応援の期間について

応援の期間は、両者（応援者の機関と被応援者の機関）が協議して定めることとなるが、震災復旧が長期化した場合には、調査・復旧に携わる者の健康管理、安全管理が重要となる。

特に、大規模災害時には極度の長時間勤務、休日返上といった事態となることが多く、緊急時にはあっても、交替制をとるなど長期の業務に対応できる体制が必要である。

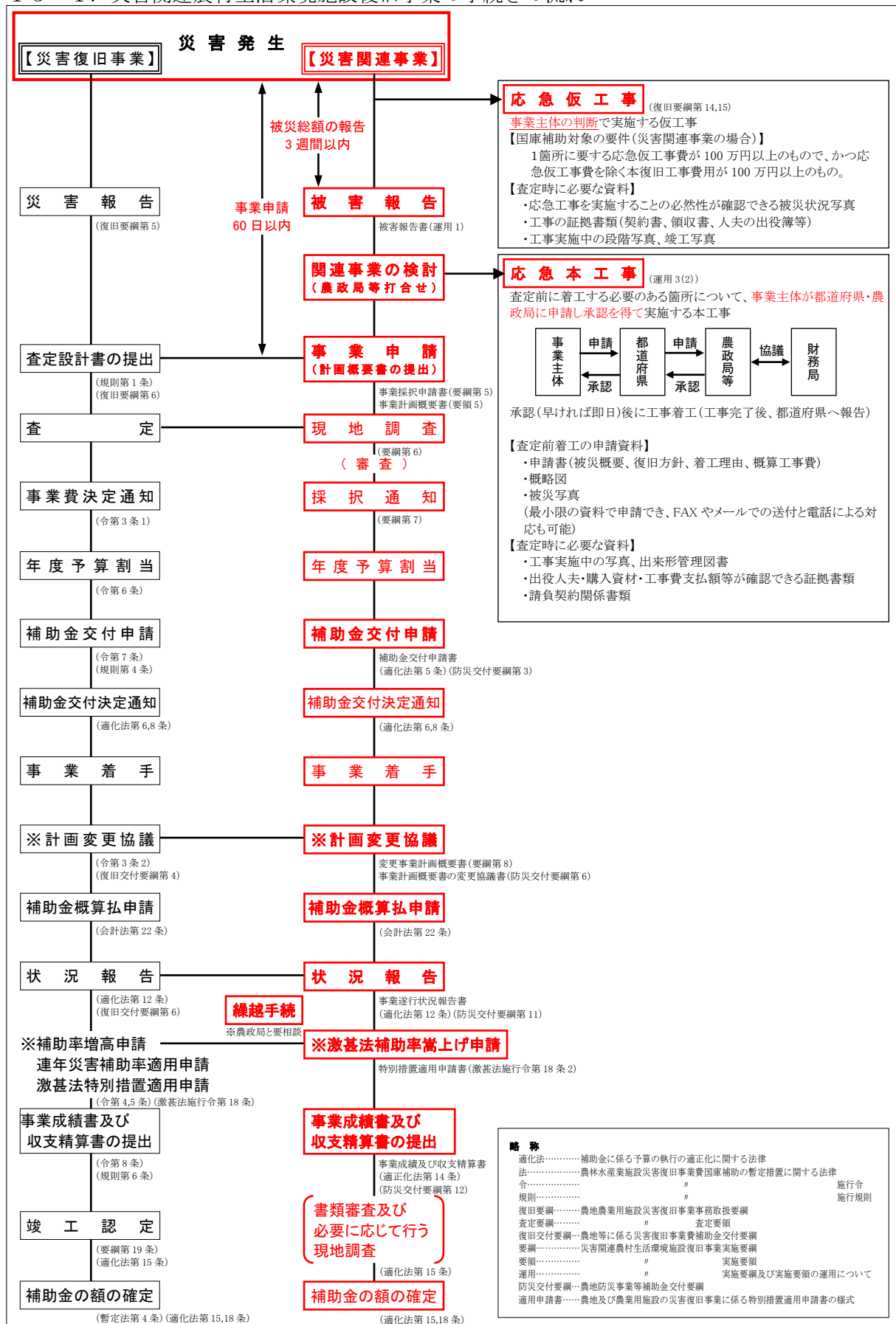
2. 経費について

災害対策応援に要する経費は、協定書により定めるものとするが、応援職員の給与の他、以下の経費が発生することが想定される。経費の支払い等については個々の協定により異なるため、ここで示した事項は参考としてご覧頂きたい。

- ・ 損害賠償……………被応援者が負担すると考えられるが、応援者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、応援者が負担することが考えられる。
- ・ 傷害保険……………応援者が負担すると考えられる。
- ・ 器具・消耗品…業務の遂行上必要なものは、被応援者が負担すると考えられる。
- ・ 帰会……………応援者が長期滞在する場合において、協定により帰会させることが定められている場合（例：一ヶ月間に一回帰会）、その交通費については、被応援者が負担すると考えられる。

参考資料－１３ 災害関連農村生活環境施設復旧事業制度の概要

１３－１．災害関連農村生活環境施設復旧事業の手続きの流れ



1 3 - 2 . 災害関連農村生活環境施設復旧事業申請の留意点

「農地・農業用施設等災害関連事業の手引き 2016年版」(農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室監修 全国土地改良事業団体連合会)Ⅶ 質疑応答より問答を抜粋(一部補足)

1. 災害関連事業は「激甚法」による補助率嵩上げの対象となるか。

(答) 農業用施設災害関連事業、(中略)については、激甚災害に指定された災害による被災であれば補助率の嵩上げが適用される。

また、災害関連農村生活環境施設復旧事業のうち、集落排水施設については、激甚災害指定された地震による被災の場合、通常 5/10 の国庫補助が 8/10 に嵩上げされる。

(補足) 平成 30 年度に農地防災事業等補助金交付要綱(最終改正平成 30 年 11 月 15 日付け 30 農振第 2190 号)が改正され、地震による被災のみでなく、激甚災害として指定された被災が嵩上げ対象となる。

要件: 当該激甚災害を受けた市町村における集落排水施設の災害復旧事業費の合計が 6,000 万円以上の場合

2. 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱第3(事業の内容等)の「…暫定措置に関する法律第2条第6項の災害復旧が行われる場合に、…」とはどのようなことか。

(答) 災害関連農村生活環境施設復旧事業を行うことができる場合とは、同一地域内に暫定法に基づく災害復旧事業が一件以上ある場合のことである。

3. 集落排水施設の被災で共済保険が掛けてある場合の取扱いはどうするのか。

(答) 災害査定で決定した査定額から共済事業保険額を除いた額が、補助対象額となる。このため、災害査定時に保険額の算定が必要になる。

(補足) 災害査定時までに保険額の算定が間に合わず、査定後に確定する保険額を除く分が調査額になる旨朱書きする事例もある(査定時に調査額が確定しない)。

4. 共済保険に加入している集落排水施設が被災した場合、その復旧事業費から保険金を除いた工事費が 200 万円未満となった場合は復旧事業として申請できるのか。

(答) 共済保険事業に加入している集落排水施設が被災した場合、その復旧事業の調査額は、申請事業費から保険金で支払われる分を除いた金額が調査額となり、この調査額が復旧事業の採択事業費となる。

このことから、復旧事業の採択要件である「本事業費に係る工事費が 200 万円以上であること」の「工事費」の判断は、復旧事業費の申請額でなく、調査額で判断することになるので、この場合は申請できない。

5. 集落排水施設の同一施設内で何箇所か被災した場合、距離に関係なく1箇所で申請してよろしいか。農地・農業用施設災害復旧事業の 150m 以内のような縛りがあるのか。

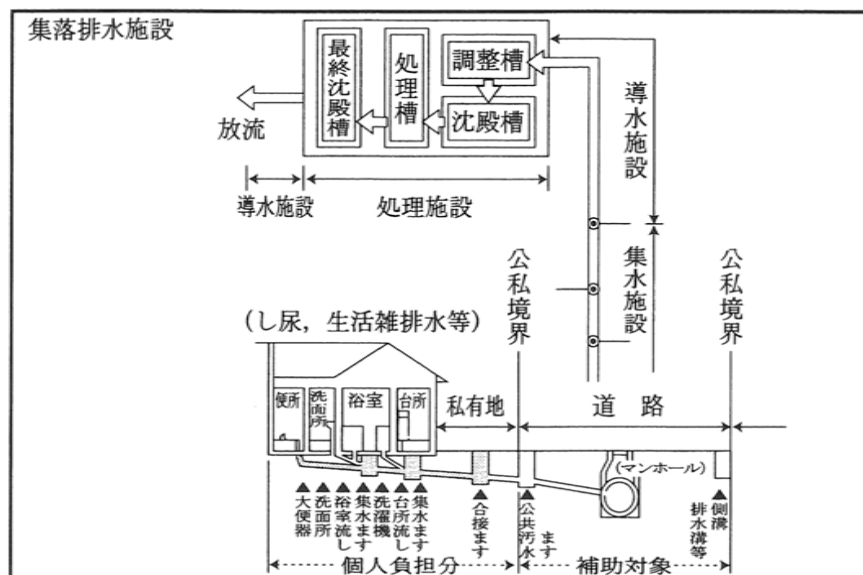
(答) 暫定法の災害復旧事業と同一地域内で農村生活環境施設が被災した場合であれば、集落排水事業地区ごとに1箇所として申請して差し支えない。

6. 市町村道に埋設されている集落排水施設の埋設管が被災した場合に、市町村道の管理者と二重採択防止協議をする必要はあるのか。

(答) 負担法の災害復旧工事と一体不可分で行われることになる災害復旧工事については、道路管理者と二重採択防止協議を行い、施工範囲や負担割合を決める必要がある。

7. 農業集落排水施設が被災した場合、個人宅の仮設トイレの設置・撤去、リース代、仮回し用の汚水ポンプ設置などは応急工事として認められるか。

(答) 「災害復旧事業の解説 2015 年版」P598 に示す集落排水施設の事業概念図に示される公私境界を境とした公共側が補助対象であり、応急工事の対象範囲も同じである。よって仮設トイレは事業対象外とする。



1 3 - 3 . 災害関連農村生活環境施設復旧事業 参考資料

(農地・農業用施設・海岸等) 災害復旧事業の解説

本解説は、災害復旧事業担当者の手引書として、農地・農業用施設等に係る災害復旧事業の制度、取扱い等を取りまとめたものです。

1. (農地・農業用施設・海岸等) 災害復旧事業の解説2022年版

- ✦ 1. 表紙・目次(PDF : 104KB) 
- ✦ 2. I災害概論(PDF : 949KB) 
- ✦ 3. II暫定法関係1~2(PDF : 1,804KB) 
- ✦ 4. II暫定法関係3~4(PDF : 1,868KB) 
- ✦ 5. II暫定法関係5(PDF : 1,631KB) 
- ✦ 6. II暫定法関係6(1)(PDF : 2,433KB) 
- ✦ 7. II暫定法関係6(2)(PDF : 2,085KB) 
- ✦ 8. II暫定法関係7(1)(PDF : 2,301KB) 
- ✦ 9. II暫定法関係7(2)(PDF : 1,161KB) 
- ✦ 10. II暫定法関係8(PDF : 1,323KB) 
- ✦ 11. II暫定法関係9(PDF : 1,180KB) 
- ✦ 12. II暫定法関係10(PDF : 841KB) 
- ✦ 13. III負担法関係(PDF : 2,021KB) 
- ✦ 14. IVその他の災害関係事業等(PDF : 1,525KB) 
- ✦ 15. V直轄災関係(PDF : 1,676KB) 
- ✦ 16. VI激甚災関係(PDF : 957KB) 
- ✦ 17. VII適正化法関係(PDF : 257KB) 
- ✦ 18. VIII地方財政措置(PDF : 690KB) 
- ✦ 19. IX関係法令等(PDF : 794KB) 
- ✦ 20. X索引(PDF : 464KB) 

(農地・農業用施設・海岸等) 災害復旧事業の質疑応答集

本質疑応答集は、災害復旧事業の申請に必要な事務処理を迅速かつ的確に進めるため、農地・農業用施設等に係る災害復旧事業の質疑応答を取りまとめたものです。

1. (農地・農業用施設・海岸等) 災害復旧事業の質疑応答集2022年版

- ✦ 1. 表紙・目次(PDF : 494KB) 
- ✦ 2. 全体事項(1)(PDF : 1,925KB) 
- ✦ 3. 全体事項(2)(PDF : 1,619KB) 
- ✦ 4. 個別事項(1)(PDF : 2,398KB) 
- ✦ 5. 個別事項(2)(PDF : 2,415KB) 
- ✦ 6. 索引(PDF : 537KB) 

(出典) 農林水産省HP

参考資料－１４ マンホールトイレの整備に関する補助制度の概要

１４－１．農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金の概要

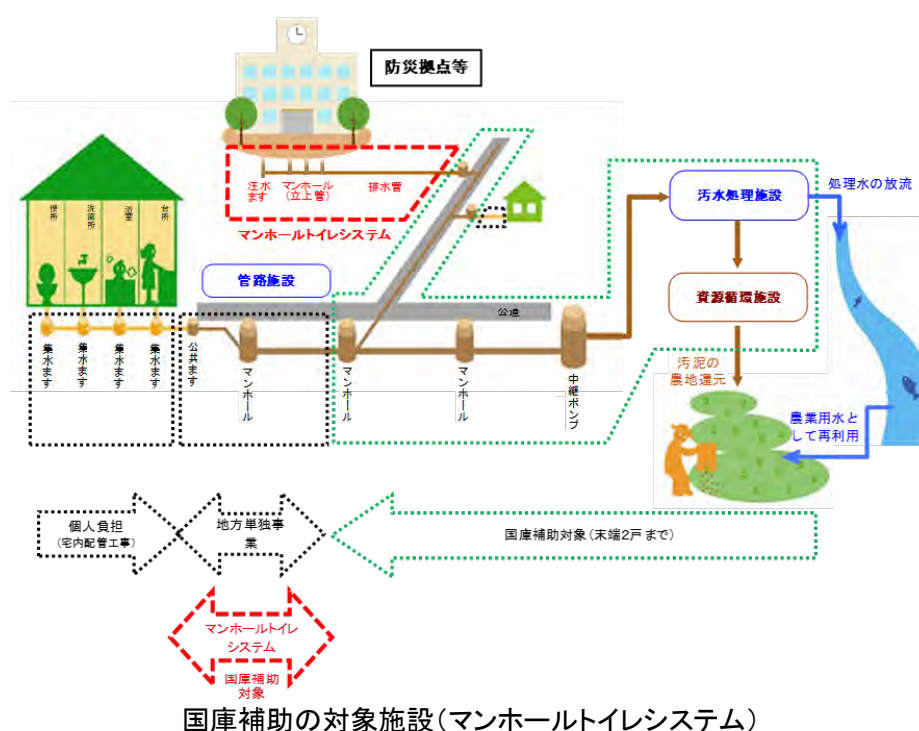
農村整備事業要領 別紙１ 農業集落排水施設整備事業

- 第４ １(１) 受益戸数がおおむね 20 戸(北海道、離島、奄美群島及び沖縄県にあっては 10 戸)以上であること。ただし、末端受益は2戸以上とする。
- 1(4))防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあっては、1処理区当たり1か所(敷地面積 0.3 ヘクタール以上1ヘクタール未満の防 災拠点等については、1地方公共団体当たり 10 か所)を上限とする。
- 4(1) 事業計画は補助分及び単独分で構成すること。なお、補助分とは、農業 集落排水施設で排水路末端の受益戸数2戸以上の部分及び防災拠点等に 整備するマンホールトイレシステムとし、単独分とは、受益戸数2戸未満 の管路、ます等で、個人の宅地内配管等を含まない部分とする。

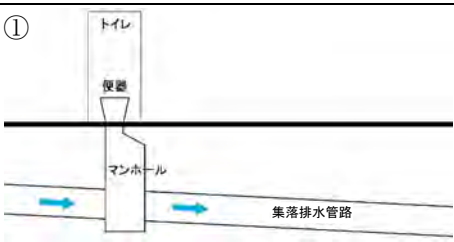
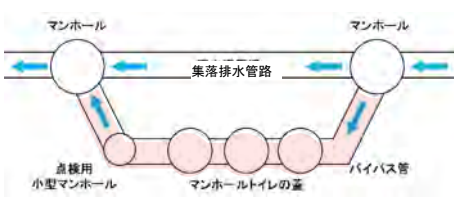
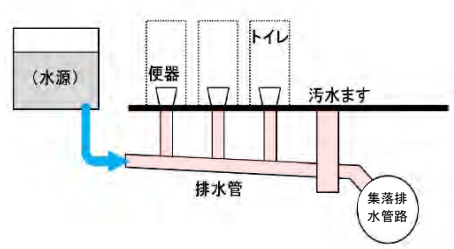
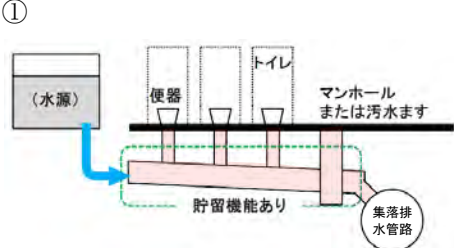
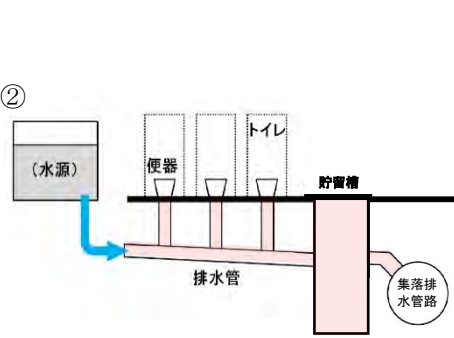
農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 4-2 取扱い2(農業集落排水事業) 第4 2(3)

取扱い2(農業集落排水事業)

第4 2(3) 補助分は、別紙4－1運用2第1の2の(1)に掲げる施設で排水路末端の受益戸数2戸以上の部分及び災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積 0.3ha 以上の防災拠点又は避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造に限る。また、1処理区あたり1か所を上限とし、敷地面積 0.3ha 以上 1ha 未満に該当する防災拠点又は避難地におけるマンホールトイレシステムの整備については、1地方公共団体あたり 10 か所を上限とする。)とする。



14-2. 補助対象のマンホールトイレの形式

形式	概 要	概 念 図	整備場所
本 管 直 結 型	①集落排水管路のマンホールに上部構造物(便器及び仕切り施設等)を設置する。	① 	歩道等
	②集落排水管路からマンホールトイレ用のバイパス管を敷地内に引き込み、上流から流れてくる汚水を利用してし尿を流す。	② 	学校の校庭や公園等
流 下 型	[特徴] 集落排水管路に接続する排水管を設け、上部構造物を設置する。		学校の校庭や公園等
貯 留 型	[特徴] ①集落排水管路に接続する排水管(貯留機能あり)を設け、上部構造物を設置するもの。マンホールまたは汚水ます内に貯留弁等を設け、定期的に放流する。	① 	学校の校庭や公園等
	②集落排水管路に接続する排水管と貯留槽を設け、上部構造物を設置するもの。	② 	

 : 下部構造(交付金対象) ※集落排水管路に接続しないものは交付対象外
 上部構造は、農山漁村地域整備交付金の効果促進事業にて対応可。